

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和5年8月8日（諮問第128号）

答申日：令和7年1月31日（答申第114号）

事件名：「多目的屋内施設関連市場調査委託業務並びに基本計画及び要求水準書等作成委託業務の委託契約書における特定の文言」に関する文書の一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「多目的屋内施設関連市場調査委託業務並びに基本計画及び要求水準書等作成委託業務の委託契約書における特定の文言」に関する文書の一部公開決定については、対象文書中、委託先事業者や設計事務所の従業員の氏名を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

第2 事案の概要

1 審査請求人による公文書公開請求について

- (1) 審査請求人は、令和4年12月27日付け公文書公開請求書で、公文書の公開請求を行った。公文書公開請求書の「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄には、別紙1のとおり記載されている。
- (2) 処分庁は、期間の延長を行った上で、令和5年2月8日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。公文書一部公開決定通知書の「公文書の件名」欄には、別紙1のとおり記載されている。

- (3) 処分庁は、「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務第十二回打合議事録」を対象文書とし、委託先事業者及び建築設計事務所の従業員氏名並びに議事内容の一部を非公開として、審査請求人に対象文書を公開した。公文書一部公開決定通知書の「公開しないこととした理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号、第2号及び第7号に該当(個人情報及び事業活動情報の保護のため、並びに今後の多目的屋内施設整備事業の遂行にあたり、未確定な内容であることから多目的屋内施設整備事業の業務遂行に影響を及ぼす可能性があるため。)」と記載されている。
- (4) 審査請求人は、令和5年5月8日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和5年5月8日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和5年7月28日付けで提出した反論書の内容並びに令和6年8月5日の本審査会における口頭による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和5年2月8日付け4豊多整第114号で公文書一部公開決定を行った。しかし、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号に該当しない上、対象文書の特定に誤りがあるため、原処分は取り消されるべきである。

2 審査請求の理由

- (1) 一部公開とされた対象文書は、多くの部分が非公開とされており、その全てが非公開情報に該当するか、審査請求人には判断できない。そのため、審査庁に審査を求める。

- (2) 対象文書に、会議で配布した資料の名称が記載されている。しかし、当該資料は対象文書に含まれていない。そのため、他に対象文書が存在する。
- (3) 監査公表には、豊橋公園の整備検討エリアの一部が家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する事実を把握した令和4年11月11日以降に、受託事業者と変更協議を行っている旨の記載がある。対象文書が作成された会議は、同月21日に開催されているから、家屋倒壊等氾濫想定区域について議題にするには、同月11日から21日までの間に、受託事業者に伝える必要があるのに、その記載が対象文書には、ない。また、変更協議を行っているのに、対象文書が2枚のみと少なすぎる。他に対象文書が存在することが、強く推認される。
- (4) 市議会において、豊橋公園の整備検討エリアの一部が家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する事実が、仕様書の内容と適合するかを確認している旨の答弁があったにも関わらず、確認の状況を示す文書が対象とされていない。

第4 処分庁の説明の要旨

1 非公開理由該当性及び対象文書の特定について

- (1) 受託事業者や建築設計事務所の従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものにあたるから、条例第6条第1項第1号に該当する。
- (2) 打合せ議事録は、市と受託事業者が協議し、検討している内容が記載されており、その中には、受託事業者の経営戦略やノウハウ等、公開することにより、受託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する情報に該当する。また、今後の事業遂行にあたり、未確定な内容が含まれており、公になると、事業に対する誤解や憶測を生じさせ、混乱を招き、事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同項第2号又は第7号に該当する。
- (3) 会議で配布された資料は、請求書記載の文言に関するものではないから、対象文書に含めなかった。

- (4) 原処分を行うにあたり、審査請求人に対して聞き取りを行った。その際、「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務」の契約変更に関する公文書を請求していること、単に文言が含まれている文書を対象とするのではなく、当該業務に関して請求書記載の文言に係る事項を内容とする文書を請求する趣旨であること、審査請求人が過去の公文書公開請求で取得した文書は除くことを聞き取った。そのため、対象文書の特定に誤りはない。

2 結論

以上のとおり、請求対象文書の特定に誤りはなく、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。

したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年8月8日 諮問書の受付
- ② 同日 審査庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和6年8月5日 審議
- ④ 同日 口頭意見陳述の実施
- ⑤ 令和6年12月6日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 条例第6条第1項第1号、第2号及び第7号の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録さ

れ、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。

(2) 条例第6条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、これらの事業に係る情報のうち、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。そして、同号が規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるから、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質及び保護の必要性並びに法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を総合的に考慮する必要がある、正当な利益を害する具体的蓋然性が認められる場合に、「害するおそれ」があるということができると解される。

(3) 条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

2 条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号の該当性について

(1) 受託事業者及び建築設計事務所の従業員の氏名について

受託事業者及び建築設計事務所の従業員の氏名は、個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(2) 議事内容部分について

ア 対象文書が作成された会議では、家屋倒壊等氾濫想定区域、基本計画報告書及び検討課題、有識者会議資料案について話し合われている。

イ 当審査会が、非公開部分を見分したところ、いずれの議題に関する部分も、今後の方針が記載されているが、具体的な方策について記載されているわけではなく、あくまで方向性について検討した事項が記載されているにとどまるから、ノウハウが流出する等、受託事業者の正当な利益を害すおそれがあるとはいえない。また、検討段階の発言であることを考慮しても、これらの記載が公表されたからといって、受託事業者や第三者が発言を躊躇するような内容でもないから、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるともいえない。

ウ したがって、非公開部分は、条例第6条第1項第2号又は第7号には、該当しないため、公開すべきである。

3 対象文書の特定について

- (1) 処分庁は、①「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務」の契約変更に関する公文書を請求していること、②単に文言が含まれている文書を対象とするのではなく、当該業務に関して請求書記載の文言に係る事項を内容とする文書を請求する趣旨であること、③審査請求人が過去の公文書公開請求で取得した文書は除くことを確認したことを旨とする主張を行っている。これに対し、審査請求人は、③について否認し、①から③

までの主張は、審査請求人が特定の公文書が存在する可能性を個別に摘示することの反論にはなっていない旨を主張するが、①や②については、積極的に否認していない。

審査請求人は、業務委託契約書に記載されている様々な文言を列記し、これらの文言に関する文書を公開するよう請求しており、請求内容は抽象的で非常に広範である。そのため、公文書公開請求書の記載だけでは、対象文書を特定することは困難であるから、処分庁が、対象文書特定のために、できるだけ審査請求人から聞き取りを行うものと考えられる。したがって、少なくとも①及び②の内容を聞き取ったと認めることが相当である。

(2) 「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務」の契約変更は、豊橋公園の整備検討エリアの一部が家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する事実を把握した令和4年11月11日以降に行われるものと考えられる。そうであれば、その直近の会議である、令和4年11月21日の会議の会議録が対象文書とされたのは不自然ではない。

(3) 本審査会に提出された資料からは、契約変更が行われたかは明らかではない。しかし、契約変更が行われなかったのであれば、それ以降の議事録に議題として現れなかったとしても不自然ではない。

そして、このこと以外に、対象文書以外に公開されるべき公文書が存在することを伺わせる具体的な事実は、本審査会において、主張立証されていない。

4 結論

以上のことから、原処分については、対象文書の特定に誤りがあるとは認められず、対象文書につき、受託事業者及び建築設計事務所の従業員の氏名は、条例第6条第1項第1号に該当するから、これを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第2号又は第7号には該当しないから公開すべきであると判断した。

(第1部会)

委員（会長） 松村享

委員（会長職務代理者） 赤本優

委員 河邊伸泰

委員 見目喜重

(別紙1) 公文書公開請求書における「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の内容と公文書一部公開決定通知書における「公文書の件名」の内容

「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」及び「公文書の件名」

「多目的屋内施設関連市場調査委託業務」及び「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務」の「業務委託契約書(仕様書含む)」における下記の文言に関する、各契約締結より後の一切の文書(経過や過程、検討の文書・記録も含む) ※全てメールなど電磁的記録を含む

「承諾」「業務の変更、中止」「業務期間又は契約金額を変更」「協議」「損害」「賠償」「責め」「責」「理由」「事由」「不適合」「追完」「通知」「過失」「催告」「減額」「不能」「拒絶」「意思を明確に表示」「目的を達することができない」「見込みがない」「解除」「不履行」「軽微」「不正」「指示に従わない」「違反」「目的を達成することができない」「当事者の意思表示」「違約金」「拒否」「破産」「遅延」「談合」「刑」「妨害」「不当要求」「被害」「禁止」「定めのない事項」「解散」「暴力」「守秘義務」「中立性」「疑義」「照会」「工程表」「工程に変更」「変更工程表」「承認」